無線局の区分				金額
使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの			四億二百八十九万三千五百円
	設置場所が第二地域の区域内にあるもの			二億百四十四万八千円
	設置場所が第三地域の区域内にあるもの			四千二十九万千九百円
	設置場所が第四地域の区域内にあるもの			千三百四十三万二千四百円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの				七万四千百円
五　自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）				千八百円
六　基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	千円
			空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの	十九万二千三百円
			空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの　設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	十九万二千三百円
			空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの　その他のもの	八千三百九十二万三千五百円
			空中線電力が十キロワット以上のもの	四億千九百六十一万六千九百円
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの　空中線電力が二百ワット以下のもの	五万九千円
			使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの　空中線電力が二百ワットを超え五十キロワット以下のもの	二十万四千八百円
			使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの　空中線電力が五十キロワットを超えるもの	三百五十五万六千二百円
			使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの　空中線電力が二十ワット以下のもの	五万九千円
			使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの　空中線電力が二十ワットを超え五キロワット以下のもの	二十万四千八百円

無線局の区分				金額
			空中線電力が五キロワットを超えるもの	三百五十五万六千二百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの			千円
七　第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局（三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの			二百円
	その他のもの			千円
八　実験等無線局及びアマチュア無線局				三百円
九　その他の無線局	三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	第百三条の二第十五項第二号に規定するものであつて、五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの（当該無線局の免許人が市町村（特別区を含む。）であるものに限る。）	住民に対して災害情報等を直接伝達するために無線通信を行うものであつて、専ら一の特定の無線局（第百三条の二第十五項第二号に規定するものであつて、五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のみを通信の相手方とするもの	千百円
			その他のもの	三万八千百円
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの	三万八千百円
			使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの　設置場所が第一地域の区域内にあるもの	三百十三万千四百円
			使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの　設置場所が第二地域の区域内にあるもの	百五十七万千五百円
			使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの　設置場所が第三地域の区域内にあるもの	三十二万三千五百円
			使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの　設置場所が第四地域の区域内にあるもの	十一万五千五百円
	三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	放送の業務の用に供するもの（多重放送の業務の用に供するものを除く。）		
		使用する電波の周波数の幅が四百キロヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二十九万五千九百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの	十五万三千七百円